
**海 区 漁 業 調 整
委 員 会 指 示**

高知海区漁業調整委員会指示第101号

高知県海面におけるうみがめの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、令和5年10月30日に次のとおり指示した。

令和5年11月10日

高知海区漁業調整委員会会長 木下 清

（定義）

- 1 この指示において「うみがめ」とは、うみがめ科3種（あおうみがめ、あかうみがめ及びたいまい）をいう。

（採捕の制限）

- 2 高知県海面においては、うみがめを採捕してはならない。ただし、次のいずれかに該当する者であって高知海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けたものについては、この限りでない。

（1）試験研究の用に供しようとする者

（2）委員会が特に認めた者

（採捕期間の制限）

- 3 委員会の採捕の承認を受けた者であっても、5月1日から7月31日までの間は、うみがめを採捕してはならない。ただし、2の（1）に該当する者を除く。

（雌がめの採捕禁止）

- 4 委員会の採捕の承認を受けた者であっても、雌がめを採捕してはならない。ただし、2の（1）に該当する者を除く。

（承認証の携帯）

- 5 委員会の採捕の承認を受けた者は、うみがめを採捕しようとするときは、委員会の採捕の承認に係る承認証を自ら携帯し、又は操業責任者に携帯させなければならない。

（報告書の提出）

- 6 委員会の採捕の承認を受けた者は、当該承認に係る承認期間終了後又は承認数到達後速やかに、うみがめの採捕に係る報告書を委員会に提出しなければならない。

（承認の取消し）

- 7 委員会は、資源保護上必要があると認めるときは、委員会の採捕の承認を取り消すことができる。

（事務取扱要領）

- 8 この指示に定めるもののほか、委員会の採捕の承認に関する事務取扱については、うみがめの採捕承認に関する事務取扱要領によるものとする。

（指示の有効期間）

- 9 この指示の有効期間は、令和6年1月1日から令和8年12月31日までとする。

高知海区漁業調整委員会指示

○高知県海面におけるうみがめの採捕に係る指示